

奥州平泉高館

板橋 源・佐々木 博康

第1章 文献上の高館

第1節 義経最後の地

「判官びいき」という言葉がある。「毛吹草」や「世話尽」にみえている俚諺で、ひろく知られている¹⁾。判官は義経であることはいうまでもない²⁾。奥州平泉で多感な少年期をおくった義経は、兄頼朝の源氏再興の挙兵をきき、はるばる馳せのぼり、目ざめるばかりの活躍をし、一代の風雲児と謳われた。それが、なんら報いられるところなく、山野に彷徨したすえ、身を再び思い出の地平泉によせたのもつかの間、非業の死をとげねばならなかった。人生無情、あまりにも非情な末路である。平泉の高館はその自尽の跡であると伝えられていることは人口に膾炙しているとおりである。

義経に対する評判は、中世まではよかったが³⁾、近世にいたって有識者のうちには批判的な言辭をあびせる者もあらわれるようになった。儒学という一つの道義論からの批判であり、終りをまっとうできなかったことに対する結果論的な批判である⁴⁾。しかし、庶民感情はそういうものではなかった。

成功し権威の座についた頼朝に対してよりも、九郎⁵⁾判官義経の薄幸な運命に同情するのあまり、ときには理非を越えて味方するのが「判官びいき」である。最良には、もともと強弱、勝敗を越えて、ときには理非、善悪すら越えてひきたてる心情が根底にある。それが九郎判官義経と結びついて俚諺化し定着しているところに、義経の人気と庶民感情のすがたがみられる。英雄主義（ヒロイズム）は好きであるが、権威主義には反感を感ずるのが庶民感情のうちにある。

第2節 衣河館と高館

義経の最後に関する最も信憑すべき史料は、周知のごとく「吾妻鏡」（文治5年閏4月30日・同5月22日・同6月7日・同8日・同13日条）と「玉葉」（同5月29日条）であるが、最後の地を記してあるのは「吾妻鏡」である。「民部少輔基成朝臣衣河館」、「民部少輔館」、「前民部少輔基成宿館」と3回みえている。であるから衣河館とは基成宿館のことである。

「吾妻鏡」以来、「北条九代記、上」「鎌倉大日記」「尊卑分脈、清和源氏条」等は義経自決の地については、すべて「吾妻鏡」の記載を踏襲しているのに、近世になると義経最後の地を、高館⁶⁾（高館城）とか判官館⁷⁾などともいった記載がみえてくる。一見ただけでは錯雑しているかに思われる多種多様なこれら名称を研究し整理したのは寺崎清賢（奥州高館沿革志、明治41年9月刊）である。清賢の要旨を摘記すると次の3点である。

1. 衣河館は安倍氏が築いたという説があるが（註6㉔）にあげたごとく、佐久間義和の説のことである）、これは誤りである。相原友直の考証が正しい（註6㉕）。衣河館は「頼時の築く所にあらず、又貞任の住せし所にもあらず」（41頁）平泉藤原氏が造営した「柳の御所」のことである。
2. 故に、衣河館＝柳の御所は広大な地積を占めるものであった。
3. 衣河館というのは、このように「極めて広汎なる語にして」（43頁）、このうちの一部分が高館で義経自決の場所である。

以上3点のうち、第1点の所説に対しては、その後否定説もあらわれたが⁹⁾、決め手となる文献史料のない現在、多様に解釈できる数少ない文献に立脚して立論したところで、決定的な結論はとうてい望むべくもないのである。清賢が衣河館＝柳の御所と解釈し、このうちの一部が高館であるという立論の発想は註6の⑩にのべてあるように、平泉の字「柳の御所」のうちの一部が高館があって、字「柳の御所」が高館という地域よりも広いことに着目したからではないか。清賢は毛越寺の僧侶であったから、現地のこういった地理に暁通していたはずである。

衣川河畔に近いという立地条件からいえばまさに「衣河館」であり、河岸に近く突兀する独立丘陵であるという地形からいえば「高館」、そして廃絶し遺跡となってしまったからは義経の最後を偲んで俚俗間「判官館」と称するようになったのであろう。現存の文献からみると、近世以前のものはすべて「衣河館」とあるし、「高館」は中世以降のものに、そして「判官館⁹⁾」は幕末以降になってからみえている（註6の文献とその著作年代とを参照していただきたい）。現行の5万分地形図も、この名称で図示している。

現存の文献からでは、平泉藤原氏の居館、基成の居館、義経の居館、この三者は別々であったのか、別々であったとしても同一垣屏内に並存していたのか、それとも別々の垣屏をめぐらし各別個に存在していたのか、そういう詳しいことを決定することは不可能なのである。ただいえることは、

1. 「吾妻鏡」によれば、義経は基成宿館に居た。同居か、それとも近接して別棟に居たか、そういう微妙なことは不明であるが。
2. 俚伝では、義経最後の地は高館であったという強固なる所伝があったこと¹⁰⁾。

この2点である。

些細なことであるが、高館のよみ方について一言しておく。現在では字のごとくタカダテとよんでいるが、館の字は東北地方の北部ではタチと発音していたので、高館はタカタチもしくはタカタデであった¹¹⁾。これが古くからの慣行であった。

第3節 義経最後の日

義経は兄頼朝の圧迫からのがれるために平泉を脱出したという異説もあるが、それは論外として¹²⁾、義経が高館において自殺したのはいつなのか。こういうことを、今さらこと新しく言いたすと、そんなことは「吾妻鏡」によって明白であるのに、と奇異に思われるかも知れない。しかし、高館発掘調査を担当するにいたったのを機縁に、その事前準備として既存文献を検討したら、再考しなければならぬように思われるにいたったのである。

「吾妻鏡」文治5年閏4月30日己未条(A)に義経自殺の経緯が詳記してあるので、閏4月30日自殺説は定説となっている。さらに同書文治5年5月22日条にも「奥州飛脚参着、申言、去月晦日、於民部少輔館、誅与州、其頸追所進云々」(B)とあり、5月からみて「去月晦日」とは閏4月30日である。この年の閏4月は大月であったからである。このように論拠はA・B2つもあがっているので、閏4月30日とされてきたのである。

しかし、奥州平泉からの報告が鎌倉に到着したのは5月22日であることはBにより明らかであるから、A(閏4月30日条)の記事はBの事実によって、「吾妻鏡」編纂の際に新しく文をつくり挿入されたものであることもまた明らかである。であるから、閏4月30日自殺説の論拠はAとBと2つあるのではなくて、究極のところBにみえている平泉報告一つだけなのである。

ところで、「且は勅定に任せ、且は二品の仰せにより」義経を急襲し自殺にまで追いこんだということは大戦果であり大勲功であるから、即刻鎌倉へ急報しそうなものなのに、5月22

日になって報告が到着したというのは、当時の行程日数からみてもあまりに遅すぎる。因循姑息、遲疑逡巡というほかない。

これは果して泰衡の姑息逡巡であろうか。ほかに事情が伏在していたのではないか。先代秀衡が2年前の10月29日に病歿してから、平泉に対する頼朝の攻勢は露骨になっていた。頼朝は朝廷の権威を最大限に利用し義経を叛臣、泰衡を叛臣の同類に仕立てあげる工作に成功し、対平泉院宣が2度もでていいる。最初は秀衡が死んだ翌年早々の2月、2度目はその年の10月、いずれも泰衡と義経の離間策謀であり、泰衡に対する恫喝である。義経と結託するならば必ずや「臍を嚙む恨を遺すであろう。であるから専ら鳳衡の敵旨を守り、梟悪な義経の誘惑に同意しないならば、その勲功にしたがって恩賞を与えよう。もし凶徒義経にしたがうならば、官軍をつかわし征伐するぞ」というのであるから脅えた泰衡は義経を急襲することに踏み切ったのである。これほどまでに脅えていた泰衡が、閏4月30日に義経を亡ぼしたまたとない殊功を申達するのに、翌月の22日でなければ鎌倉に到着しないまでに遅延したのには、何か深い事情が伏在していたと想像させずにはおかないのである。

義経最後の地と伝えられている高館は毛越寺の所有管轄になっている。今もそうである。であるから毛越寺では義経の祭りを今でもおこなっているが、その日は4月28日である。30日ではない。平泉の町から衣川を越えた衣川村に曹洞宗妙好山雲際寺という寺がある。ここに義経の位牌を安置している。位牌そのものは後世のものであるが、これにも義経の命日は4月28日と記してある。30日ではない。平泉研究の先駆者相原友直には有名な平泉研究3部作がある¹³⁾。友直は研究の便宜上、居所をわざわざ平泉の近くに移し、平泉の諸寺院にも足しげく訪ね寺僧とも親交を結んでいる。吾妻鏡もみていたので、閏4月30日義経自害の記事も熟知していた。であるから毛越寺でも友直とかその他の識者から吾妻鏡の記事を聞いたであろうし、直接吾妻鏡をみたかも知れないのに、28日を固守してきているのは、28日自殺という所伝が古くから寺にあったからである。毛越寺の法統は現在までつづいている。古代の延年舞が今だに伝えられているし、2代基衡の妻室に関する泣き祭も継承されている。毛越寺にはそういう寺風がある。義経4月28日命日説は注目しなければならない。

「尊卑分派」の義経項の細註文は、いかなる史料によって何時頃記入されたものか未詳であるが、この細註文も吾妻鏡の30日とは異った「文治五年閏四月廿九日焼奥州平泉衣河館、遂以令自害了」という文を記載している。

以上のべてきたところから、泰衡の義経急襲は晦日ではなく、それ以前であって、おそらく28日であったのではないか。義経は自決したが、その死を急襲軍が確認するまでに、かなり手まどったのではないか。義経の最後は、そういうような死にかたであったために死体確認に日時が徒らに経過し、そのうちに月を越してしまい、ついに「去月晦日」といった表現で報告せざるをえなくなったのであろう。鎌倉では、その報告を信ずる以外に途はなかったであろうし、それ故にそのように吾妻鏡に記載したのであろうが、地もと平泉においては急襲日即命日として伝承されたのではなかったか。

死体確認に日時を要するような最後であれば、激しい乱闘、居館の火災、こういうことが当然想定される。いまの高館が、所伝のごとく高館遺跡であるとするならば、発掘にあたり火災焼痕、武器武器の残片等の出土することもあるだろうと考えられたのであった。

第2章 発掘調査

第1節 調査の経過

平泉町において簡易上水道を建設することとなり、その配水池を高館の一部に予定することとなった。北上川から揚水するには、配水池の予定適地としては高館以外にみあたらないから

である。高館は、そのように北上川に近く屹立する独立丘陵である。計画によれば配水池は3,000人給水目標で、10m四方深さ4.6mにすぎない狭小なものであるが、高館は義経最後の地であるという所伝があるため（第1章第2節）、工事施行前に配水池建設予定地域だけについて次記要項により発掘調査をすることとなったのである。

記

一調査の主体

岩手県西磐井郡平泉町教育委員会（代表者山平耕一教育長）

二調査期日

昭和39年6月14日より同18日までの5日間

三調査員

岩手大学教授・岩手県文化財専門委員	板橋 源
平泉町文化財調査委員	志羅山頼玄
同	千葉 雄亮
岩手大学文部技官	佐々木博康
補助員	
岩手大学板橋研究室所属学生	木村 幸治
同	竹内 信一
庶務担当	
平泉町教育委員会社教係長	岩淵光三郎

調査5日間のうち初めの14, 15両日は細雨。幸にも後半の3日間は曇と晴。16日の新潟地震では高館丘陵もぐらぐらゆれたのが印象として強く残った。調査中、たまたま平泉に来た立教大学中川成夫教授より助言助力を仰ぐことができた。

前述しておいたように、高館の全面発掘ではなく、配水池建設予定地10m四方の狭小な地域だけの調査対象なので、最初はトレンチをいれたが結局総掘りすることになった。その結果については次節にのべておいた。

第2節 調査の成果

1 高館遺跡の現況

高館は国道4号線側の地面からみると比高30m内外の独立分離丘陵にすぎないが（第1図参照。現行の地理調査所5万分地形図も、明治以降さかんにいわれるようになった「判官館」という名称で図示してある）、北上川にその東裾を浸蝕されるほど河岸に近接して存在しているため、この地方では、きわだった形勝の地となっている（第2図）。この立地条件の卓越性は「囊塵埃捨録」（註6の①）が「今過半畑となり、其跡地僅に残る。此高館は他方に勝れたる景地にて、先東は加美川（北上川）の流在りて、駒形山の影を浸し、南は平地にして人家続たり。西は達谷窟へ近き道あり。北は衣川の流ありて誠に無雙の要害なり」と記してあるとおりである。しかし、往昔は衣川が高館の北裾に迫って流れ、北上川ははるか東方を流れていたという¹⁴⁾。この所伝は信ずべきである。

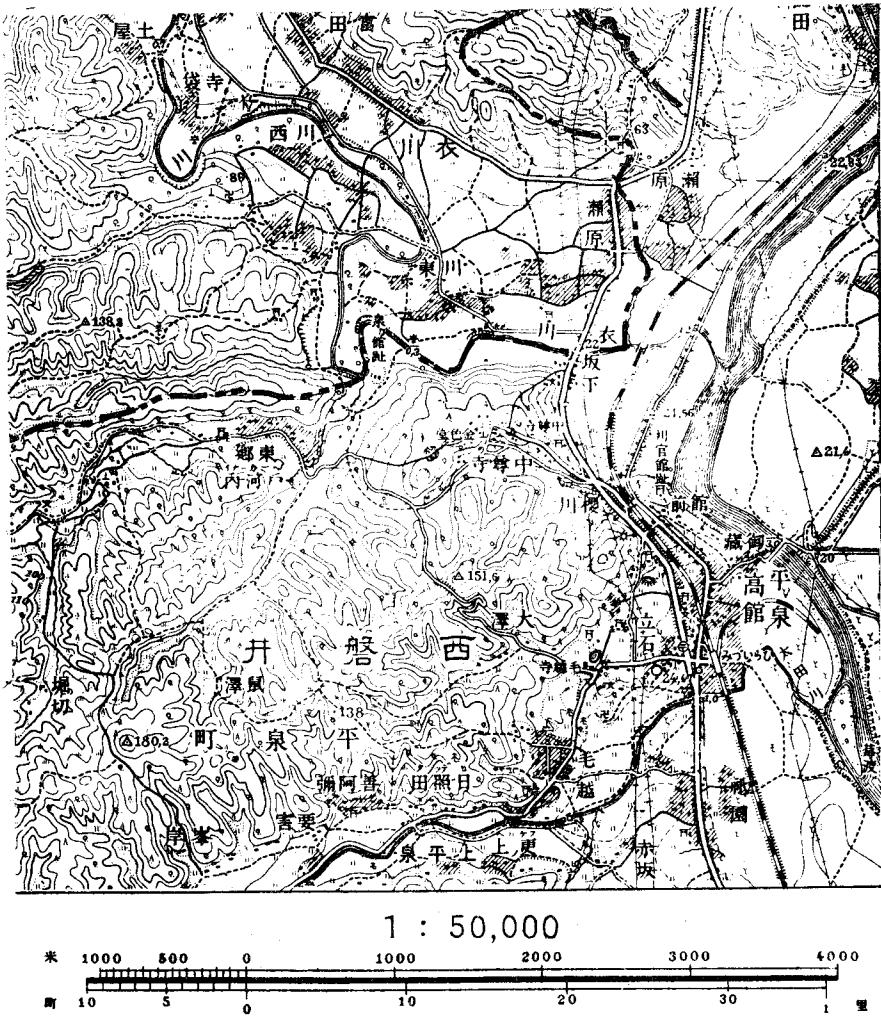
形状について近世以降諸書の記するところを一括表示する（次頁）。

現況に最も近い数値は寺崎清賢のものである。東西は「東、柳御所境界壕より、西、国道線に至る」まで、南北は「南、元壕より北断崖に至る狭所五十間、広所百十間にして平均八十間」、高さは「北方断崖の間数」を計測したものであったからである。

とはいうものの北上川の浸蝕が甚しく「昔ノ半ニモタラズ」とか「五分ノ一ヲ存セリ」とい

形 状			文 献
東 西	南 北	高 さ	
104 間	21 間	不見	仙台領古城書上 (註 6 A)
460 間余	130 間	50間	平泉旧蹟志 (註 6 E)。高さは北上川水面からみたものらしい。
460 間余	130 間余	50間	封内風土記 (註 6 F)。「平泉旧蹟志曰」とあるから、その引用なり。
466 間	130 間	不見	安永風土記御用書出 (註 6 G)
360 間	80 間	30間	寺崎清賢, 奥州高館沿革志, 8 頁

われるほどに崩壊し狭小になっているとすれば (註 14 参照), とうてい現況から当初の原形を



第 1 図 判官館 (=高館) 近傍 5 万分地形図

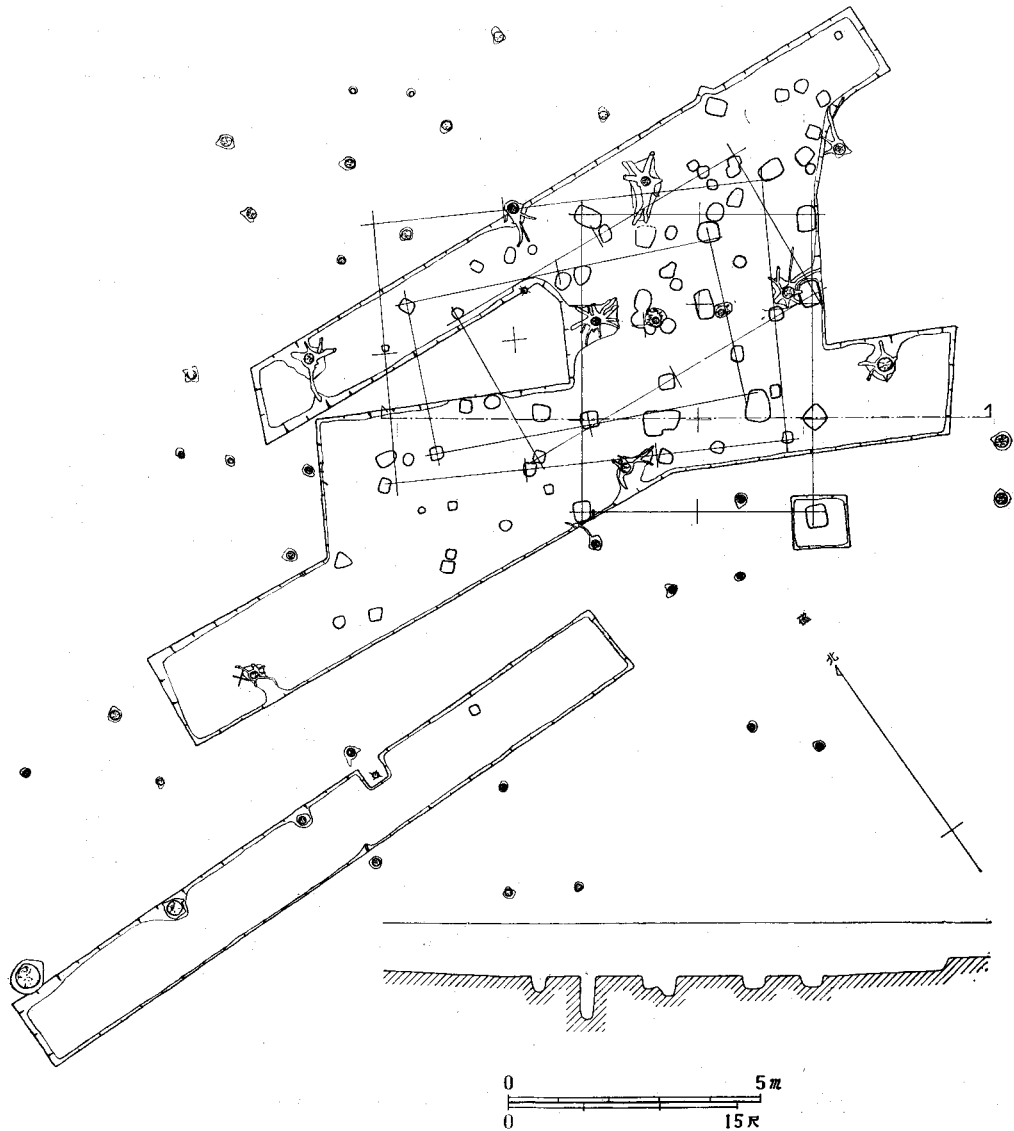
推定すべくもないのである。

今回の発掘調査では高館丘陵全体の地形測量をさしひかえた。目下、町当局において航空写真による町全体の地形図を専門家に委嘱中であり、近々完成の予定であることを聞いたからであるし、時間にも余裕がなかったからである。

木の葉の落ちた2月13日に積雪を踏んで事前準備として調査員一同が現地を巡検した際、高館の地形がかなりよく見えた。明らかに人為的空隙があったし、造成平坦面も3段以上みられた。それで発掘調査に踏み切ったのであった。

2 遺 跡

A 遺構の概要



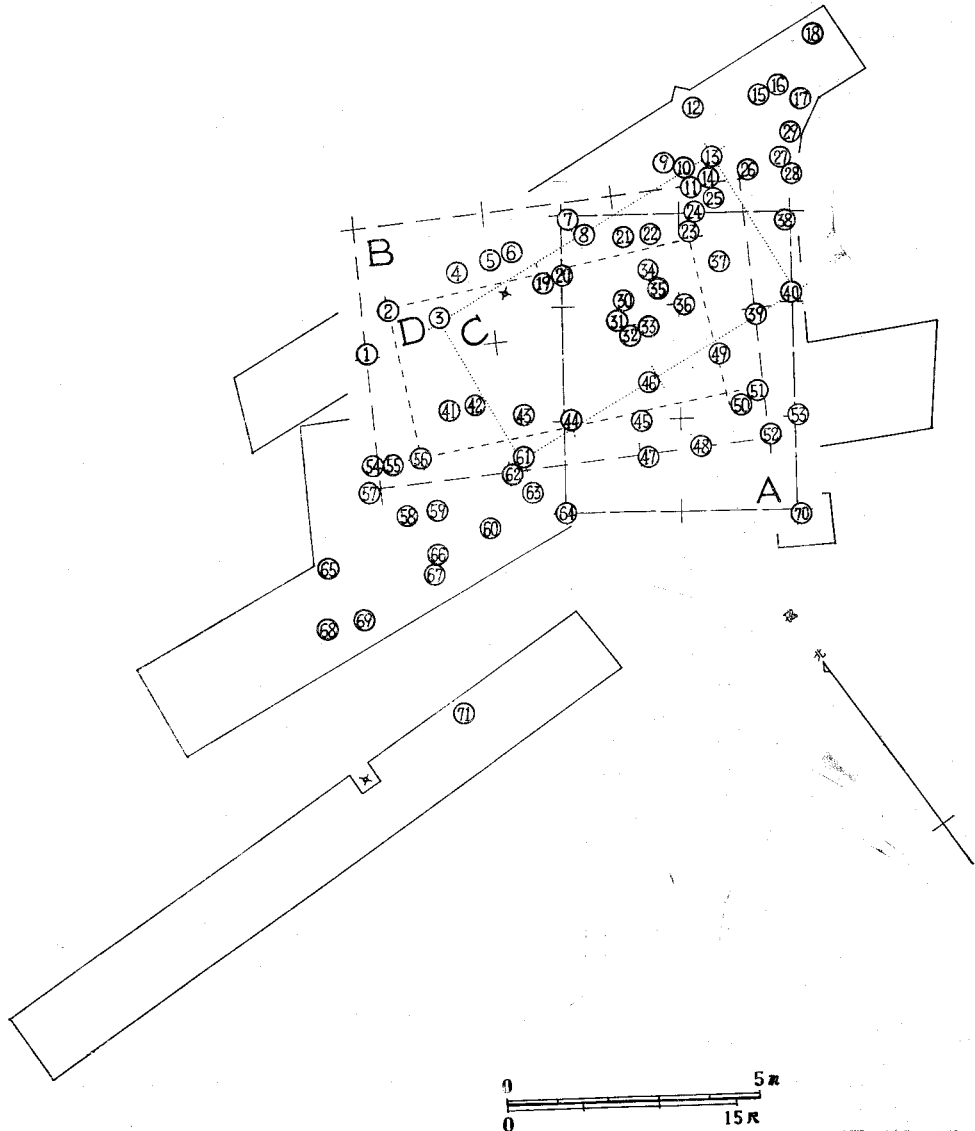
第4図 発掘実測図

検出された遺構は建物跡である。それは建物の柱穴とみられる痕跡が、現地表より約 40cm 下の橙褐色のローム質土壌面から発見されたからである。この建物跡は発掘地域の東北部にあり、各柱穴の痕跡の状態、方位、地形などからみて、その規模、構造がある程度推定できるものだけでも 4 棟を数えた。これら建物の柱穴は掘立式および打込式のものであるが、その規模は各々差異があり、かつ何重にも重複していた。これらの柱穴はすべて同一面において発見されたため建物の時期的前後関係を判断することは困難であるが、いずれも平安末か鎌倉期の遺構であることは、出土遺物によっても明らかである。

なおこれらの遺構を通じて、その廃絶の原因が火災であったような形跡はみられなかった。

B 建物の規模・構造

重複している 4 棟の建物は、少くとも 4 回にわたって建築されたことを意味し、建物の柱は



第 5 図 発掘結果模式図

地盤に掘込んだ穴に直接柱をたてたものと、柱を打込んだものと二通りある。掘立式のものは大いさ40cm前後、深さ40cm程の掘りかたのうちには木炭、小石等が混入しているものが大半であって、礎盤がすえられていた痕跡は全くなかった。打込式のものには25cm前後の太さで、20~30cmの深さに打込れている。平面形をみれば角のものと丸のものに区別されうる。このような痕跡からみた柱穴の形状が、建物の構造とどのような関係にあるのかは不明である¹⁵⁾。

建物はその一部が明らかで、およその推定のなしうるものは4棟(A・B・C・D)あった。平面形は桁行3間・梁行2間のA・B2棟のほかには、桁行2間・梁行1間のものと想定されるC・Dの2棟があるが、これらの建物は桁行・梁行共間の実尺が等しいことが注目される¹⁶⁾。間の実尺が等しいということは実用を主とした故の建物であろう。

建物の規模にくらべて柱穴が割合小さいし、建物自体単純であり、かつ瓦類の出土をみなかった点からすれば、これらの建物は板葺か草葺で簡単な板囲い程度のものであったろう。また建物の本柱列通りにならないでいる柱穴の痕跡は床束痕と考えられる。それで床束痕のあるA・Bの2棟は床をもっていたとみられる。床は簡単な板敷程度のもと思われる。

以上の柱穴痕と建物の関係、建物の柱間寸法を表示すれば次のとおりである。

柱穴数値表

(記号:形状, C—隅丸方形 E—楕円 e—卵形 R—円形 r—円形と方形の中間形 S—方形
T—三角形 土色, B—黒色 G—鼠色 L—赤色, 内充物, C—炭 c—粘土 S—小石, 建物,
ダッシュ 附号なし—本柱 ダッシュ 附号あり—床束痕. 単位: cm)

番号	東西径×南北径×深さ	形状	土色	内充物	建物	番号	東西径×南北径×深さ	形状	土色	内充物	建物
1	17×15×20	S	G		B	37	25×23×23	R	B		
2	32×35×25	S	G	C・S	D	38	46×42×48	S	B	C・S・c	A
3	23×24×20	R	G	S	C	39	23×25×25	C	G		B
4	25×22×27	S	G			40	45×50×26	S	B	C・c	A・C
5	15×30×10	E	G		B'	41	24×25×36	S	B	S	
6	16×16×22	R	G			42	30×25×25	R	B		
7	54×37×36	C	B	C・S	A	43	36×30×30	S	B	C・S	
8	30×32×24	S	B	C	C	44	32×28×85	S	B	C・S	A・D
9	20×20×30	S	B	C		45	30×29×37	S	B	C・S	C
10	22×24×24	S	B	C		46	67×46×40	S	B	C・S	A'・B'
11	16×18×20	S	B	C		47	30×30×31	S	B	C	B
12	45×35×34	S	B	C・S・c		48	25×25×22	C	G		B'
13	34×25×40	S	L		C	49	23×30×37	R	G		
14	23×22×23	S	G			50	46×52×26	S	B	C	A'・D
15	25×27×40	S	B	C		51	25×30×52	S	B	C	B'
16	20×21×32	R	G			52	25×21×25	C	G		B
17	30×31×14	S	B	C		53	40×46×20	S	B	C・S	A
18	15×15×20	S	G			54	42×35×10	S	L		
19	30×30×40	R	G	C・S	D	55	26×26×24	R	B	S	
20	34×34×45	R	G	C・S		56	25×30×32	S	G	S	D
21	41× ^a 41×39	S	B	C・S	B'	57	25×33×30	S	B	C・S	B
22	24×27×34	R	G	C	D	58	13×13×15	R	G		
23	40×40×41	r	B	C・S		59	20×18×24	S	B		
24	28×28×43	R	G	c	A	60	26×21×30	R	G		
25	31×38×45	r	L	C・S・c		61	22×25×30	S	B		C
26	42×50×54	S	G	c	B	62	25×30×33	S	G		B
27	28×33×26	S	G	C・c		63	18×16×31	S	G		
28	20×23×22	R	G	C・c		64	36×45×31	S	B	C・S	A
29	26×32×28	S	G	C・S		65	34×31×24	T	G	S	
30	33×45×49	R	L	S・c		66	20×20×33	S	B		
31	^a 30× ^a 30×32	R	L	c	B*	67	24×24×43	S	B	S	
32	32× ^a 32×14	R	L	S・c	B*	68	20×21×25	r	L		
33	^a 30×30×24	R	B			69	22×25×22	S	L	C・S	
34	30×32×30	e	G			70	41×45×47	S	L	S・c	A
35	25×25×40	R	G	C・S		71	17×19×33	S	G		
36	31×61×38	S	B	C	A'						

備考：① 数値のうち a を付したのは実際の大きさは表示した数値以上あるが測定不可能の状態にあることを示す。
 ② 柱穴 31・32 の建物 B について * を付したのはいずれが建物 B の柱穴であるのか判明できがたいことを示す。

建物別寸法表

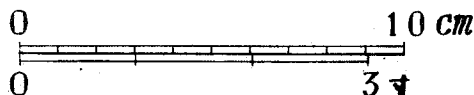
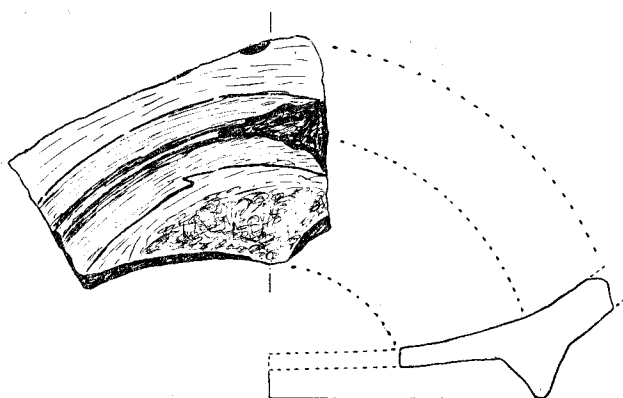
遺構	規模 (間)	棟方向	柱間寸法 (尺)		柱穴番号	
			桁行	梁行	本柱痕	床束痕
A	3×2	NS	6.0×7.5×6.0	7.5×7.5	7・24・38・40・53・64・70	36・46・50
B	3×2	EW	8.5×8.5×8.5	8.5×8.5	1・26・31(32)・39・47・52・57・62	5・21・46・48・51
C	2×1	EW	10.5×10.5	10.5	3・8・13・40・45・61	
D	2×1	EW	10.0×10.0	10.0	2・19・22・44・50・56	

3 出土品

出土した遺物は土器破片 1 点だけで、発掘地域の西端の中ほどにある杉の木のそばより出土した(第 4 図×印地点)。深さ 20cm、橙褐色のローム質土壌の直上からである。

器体は須恵質の台付杯で、杯底部と台部との一部のみである。共に横位のロクロ状の痕跡をとどめ、台部と杯部は、はじめ別個につくり、のちこれを接合させる方法によつたらしい。器質は安全カミソリの刃がたたない程堅緻で、器体一面には細かい粒子もみとめられた。色調は須恵独特の黒ずんだ蒼青色を呈し、粒子の部分のみ石英および長石状の乳白色を呈しているのは胎土によるものであろう。杯底部の所謂切はなし技法は明らかではない。底部には煤状の附着があり、底部に近い体側面の一部には吹出釉の存在が認められた。大きさは台部の径を約 14cm と推定できるほか一切不明である。

その他、出土遺物はみあたらなかった。



第 6 図 出土品実測図

しかし、義経堂宝物倉庫に現存されている鉄冑鉢（無星）は宝物倉庫を管理している小松代トシコ氏（当年52才）の談話によれば、同氏の父小松代弁次郎氏（故人、生存すれば当年86才）が40数年前に高館の下の北上川で拾得したものであるというし、またトシコ氏は義経堂付近で拾得したという鞆の残欠1片を保存している。広い地域を発掘するならば、このような武器・武具類の残片がまだまだ発見されるであろう。

第3節 むすび

平泉高館は義経最後の地であるといわれてきた。しかし今までそれを立証するすべもなく、単なる所伝たるにとどまっていたが、今般の発掘により、見張り番所かと考えられる建物跡が発見されたし、出土遺物はただ1点にすぎなかったが、時代もその頃に相応しているのであるから、所伝は信ずべきものであろう。今後、さらに広範囲の発掘がおこなわれるならば、屋敷跡などの発見も可能であろう。

註

- 1 毛吹草は松江重頼（通称は大文字屋治右エ門、維舟と号した）の著で、俳諧の書であるが、その第2巻に「世話付古語」として俚諺と故事成語が収録されている。正保2年（1645）に初版がでてから、しばしば版を重ねた。岩波文庫所収。

世話尽は僧空願（俳号皆虚）の著で、毛吹草より10年おくれた明暦2年（1656）の開版である。

- 2 義経が判官といわれるのは、義経は左衛門少尉に任じられたからである。左衛門府は、かみ督（長官）、すけ佐（次官）、じよう尉（判官）、さくわん志（主典）の4等官で構成されていたから、左衛門の大少尉は判官といわれるわけである。吾妻鏡によれば、義経が左衛門少尉に任ぜられ、検非違使の宣旨をこうむったのは、寿永3年8月であって、木曾義仲を京都から放逐し京都の治安にあたり、法皇の宿衛をつとめた功によってであった。ついで9月、義経は従5位下に叙せられたから、左衛門大尉に昇進したと思う。養老の官位令によれば、左右衛門大尉は従6位の官であるが、義経は従5位下に叙せられたのであるから、大夫判官と呼ばれたはずである。故に、義経を判官と呼ぶのは、大夫判官の大夫を略したものであると解しなければならない。

弘仁年中に令外の官として創設された検非違使庁は次第にその職掌権限が拡大し、平安中期以後は、衛府の追捕、彈正の糾弾、刑部の判断、京職の訴訟すべて使庁の職権となり、検非違使庁は京中のあらゆる事を処理する大官庁となった。検非違使庁の長官は別当であり、別当不在のときは、左右衛門佐（或は権佐）のうち使庁の宣旨をこうむった者が代行する。ところが、院政時代以後は、別当ならびに次官である佐（或は権佐）はたいてい納言、参議の兼官となったために、別当、佐（或は権佐）ともに使庁に在庁しないことが多くなり、使庁の事務は渋滞するようになる。故に源平時代には、左右衛門尉であって検非違使の宣旨をこうむり、かつ従5位下に叙せられた大夫判官が長官、次官に代って庁事を判ずる便法が開かれた。大夫判官になった義経は、検非違使庁の事実上の長官として、京洛治安の責任にあたったのである。

その後、義経は平家追討の功によって伊予守に任ぜられ、院の既の別当を兼ねた。故に義経は本来ならば伊予守、もしくは院の既の別当と呼べるべきである。それなのに、もとの官である判官をもって呼ばれるのは、義経がこの官にあってよく京洛治安にあたったので感謝され、その印象が強かったからでもあろう。源平盛衰記には、義経が京都を去るとき、京中の貴賤上下みなそれを惜んだことが記されている（滝川政次郎博士、非理法権天、

267-9 頁)

3 源平盛衰記には「色白うして長短し、容貌優美にして進退優なり、木曾などが有様には似ず、ことのほか京馴れて見えし」(弥巻41)と容貌や態度をほめているし、保暦間記は「義経しようじをおこなふに、しよばつその所をえ、上下のうらみもなし。かかる大將軍末代にしていとめづらかなりとぞかんじあへりける。」(第3巻)と記して義経の賞罰手腕を賞讃し、「九郎判官ほどのいみじき人あらじと、ゐんの御きしよくもよく、よの人もおほくおもひつきしなり」(同上)とも記して評判のよかったことを強調している。義経記は、その著作の視点は義経にあったので「我が朝に雙びなき名將軍にておはしけり」と記してあるのは当然である。

4 「義経は戦を得て謀をしらず、敵を知って味方をしらず」「道に疎ければ、物の理をしらず、理をしらざれば恥をしらず」(我宿草、百家説林正編下巻所収)

「伏見にて大御所様(家康)仰せに、源九郎義経は、生付きたる大将なれ共、歌学のなかりければ、大成る疵也と有り。」(古老夜話)

「義経も梶原も謀智戦道二つともに得ざる人なり」(江島為信の闕疑兵庫記の上)

「兵を用ふること絶倫なり。然れども其の身を檢束すること能はず、色を好み行を失ふ。

故に兄の爲めに滅ぼさる。惜い哉」(森尚謙の儼塾集、第2巻13将評論条)

「匹夫の勇にほこりて梶原を辱め、傾城の患を慮らずして時忠が娘に私し、或は身を匹夫の矢先にゆるして、おとせる弓をひろひし事など、暫く武に似たりといへ共、将師の任をしらざる成るべし」(徳川光圀の西山公隨筆)

「義経、上年渡部の行舟、鬼神も如かず、今日大物の亡命、常人に如かず、強弱何ぞ掌を反すがごとき乎。蓋し古の強や、頼朝の威靈の如ふる所、今の弱は、義経の運命の然らしむる所なり」(僧日初の日本春秋の後鳥羽天皇条)

「其の偏武に慣れて大義に闇く、功に誇り士を侮り、遂に衆の爲めに疎んぜられる」(山県禎の国史纂論5)

「百戦百勝の威を挾みて、自ら其の私に克つこと能はず」(安積良斎の史論上)

5 義経は義朝の第8子である。それなのに九郎といったのは、叔父八郎為朝が不運な末路であったので、これを避けたのである。

6 ①延宝年中(1673-1680)か貞享元年(1684)に仙台藩より幕府へ書上げた「仙台領古城書上」に(仙台叢書4の131頁、奥州高館沿革志6頁)

「平泉村

山

一高館城 東西百四間

南北二十一間

此城藤原秀衡居住、後源義経居住トモ云、欠入今ハ川ト成、城主升沢撰津守、葛西一家」

②佐久間洞蔵(義和)の「奥羽観蹟聞老志」(享保4年、1719、の自序あり、仙台叢書上の400頁)に

「衣河館、今日高館、在平泉村東、安倍頼時所築曰之衣河館、文治中民部少輔基成居此館、義経自殺于茲、世称高館是也」

③奥書に「元文2年(1737)5月吉日」とある。「南部根元記」(南部叢書1の92頁)に

「高館は古へ民部少輔基成の居城なりしを判官殿御下向の後此所へ移し申せしなり」

① 伊藤祐清（寛延2年、1749、2月、67才で死亡）の「祐清私記」（南部叢書3の143頁）に

「判官奥州下向し玉ふ聞て、鎌倉より討手勢下り義経と合戦し、終に不叶、高館に而生害有」

② 相原友直の「平泉旧蹟志」（宝暦10年、1760、の自跋あり、仙台叢書1の220頁）に「衣川館、又高館とも云ふ。……秀衡の時、民部少輔基成朝臣を居住せしむ。又義経の頼朝卿の勘気を蒙り下向せし時、秀衡此城の別館に居らしむ。是を柳御所と云けると云ひ伝へり。其趾と云ふは東方にあり。義経は其館に於て自殺せりと云ふ。

或説に此館を安部頼時が築き、同貞任が住せし衣川柵なりと云ふはひがことなるにや。東鑑に頼朝卿の、頼時が衣川の遺跡を歴覽し給ふ時、郭土空しく残りて秋草鎖す事数十町、礎石何くにかある。旧苔埋むこと百余年と云へり。これを以て考るに、此衣川館の事にはあらず。前にも云へる如く衣川館は、泰衡か平泉館炎上の時まで、基成居住し火災をも遁れたる事分明なり。豈にかくの如く秋草鎖すと云ひ、礎石いづくにあるやと云はんや。これを以て館を柵とは、別なると証拠とすべし。」

③ 田辺希文の「封内風土記」（明和9年、1772、の自序あり、明治26年刊本5の981頁）に

「高館遺址、或号衣川館」

とあり、つぎに平泉旧蹟志を引用してある。

④ 安永年間の「風土記御用書出」（宮城県史27資料篇5）に

「高館 東西四百六拾六間、南北百三十間

往古ハ民部少輔基成御住居ノ由ニ候処文治年中源義経公御居館ト申伝候事」

⑤ 相原友直の「平泉雜記」（安永9年、1780、の著、南部叢書3の650頁）に

「此館ヲ世俗ニ高館トモ云ヒ、判官館トモ云」

⑥ 序文に「文化8年（1811）辛未年春閏二月中五日」とある「囊塵埃捨録」（仙台叢書7の405頁）にも高館とある。

⑦ 「復刻奥のしおり」天保13年（1842）3月14日条の旅行記に「山ノ目より二里斗高館と申所有之、此所古しへ義経公館の跡にて義経を大明神の社有之、是を判官館とも申候由」とある。

⑧ 明治18年3月の奥書のある「岩手県管轄地誌」第7号（盛岡市公民館所蔵）に「判官館、或ハ衣川館ト云、高館トモ云フ、本村ノ東北字柳ノ御所ニアリ、東西三町、南北貳拾零間」

⑨ 高平真藤の「平泉志」（明治21年刊）に「高館（又衣川館と号す）、里俗之を判官とも云り、……其地形は山上平坦の所僅十間より二十間に至り、東西南北は八十間許、高低三段にして西北の高地に義経堂」

⑩ 大野清太郎の「岩手叢書磐井」（明治36年刊、2の76頁）に

「高館 東西四百六十間、南北百三十間余……里俗之を判官館とも称す」

7 註6の④、⑤、⑥、⑦、⑧ 参照

8 吉田東伍は「大日本地名辞書」において、佐久間義和説に賛成し、相原友直や寺崎清賢の所説に対し次の如く反対している。

「佐久間氏が、高館をば、即、安倍の衣川柵なりと曰へるも、考ふべきことなり。今按るに、衣川柵は、衣の関と同く、関山に置かれしや必せり。下に其説を挙げたり。彼の衣川村に、安倍氏の古墟と伝ふるは、信け難し。所詮、頼朝歴覽の文中に「郭土空残、秋草

鎖分數十町」とあるを、高館より西北、関山へかけての荒墟に擬定すべし。当時、藤氏四代の建営も、此間に為されしが、猶相交はりて、安倍の遺残を見しならん、と想定せらるれば也(中略)義経の来投、安倍氏の遺墟に就きて、更に修営し、之に寓居せること勿論歟」

しかし、衣川柵跡が発掘調査により実証されていない現在では、未詳というほかない。決め手となる文献史料もないのに、文献上で彼我論じても、結局は想像説にすぎないからである。

- 9 「尊卑分脈」の義経項の現行細注文は、いつ頃の筆であるか不明であるが、判官館という文字がみえている。しかし、これは用字法からみると固有名詞ではない。細注文は「号九郎大夫判官」とまず記して、それから「義経」という名で経歴の概要をのべているが頼朝と不和になってからは「自関東、重時政為討手大将上洛之間、判官申下院庁御下文」というように義経を判官と記している。そして「泰衡則発向判官館」とある。故に、これは前後の文意から「判官の居る館」の意味に解すべきものである。「焼奥州平泉衣河館、遂以令自害了、卅一才」と文を結んでいることから、そのように解釈されるからである。
- 10 高館自殺説に対する例外異説はただ一つだけある。それは註6の㊦にあげておいた相原友直の旧蹟志(220頁)である。衣川館(=高館)の東方に柳御所があり、ここで義経は自殺したというのである。しかし、仔細にみると柳御所は基成居住の高館の「別館」であるとも記してあるから、ごく近接していたとみている。以上とは別に、友直は同書の222頁には「柳御所趾、高館の東方なり。秀衡、義経を此館に居らしむると云ふ。又一説には清衡、基衡二代の居館と云ふ」という所伝をもっているところを見ると、友直は確信をもって異説を唱えたのではなく、ひろく俚伝を取録したまでのことであつたのである。異説としてとくにあげるまでもない。

天和3年(1683)11月7日、伊達藩主綱村は郡司河東田長兵衛定恒の熱願により高館最頂部の平坦地に義経の祠堂を建立した。世人は義経堂と称した。その経緯は、義経堂倉庫に現存している「義経廟上梁文」に詳述されている。建立の趣意は「陸奥州高館者、源氏義経故城」(上梁文の冒頭)と伝えられていたからであつた。これは「老間四面、瓦葺」であつた(風土記書出)。

ところで、綱村建立前にも、すでにこの場所に義経の祠堂があつたというから(上梁文)。高館の伝承は古いものであつたことがわかる。天和3年建立の堂祠は約百年を経て零落したので、安永9年(1780)に再興された。これが現存している義経堂である(平泉雑記、南部叢書3の650頁)。

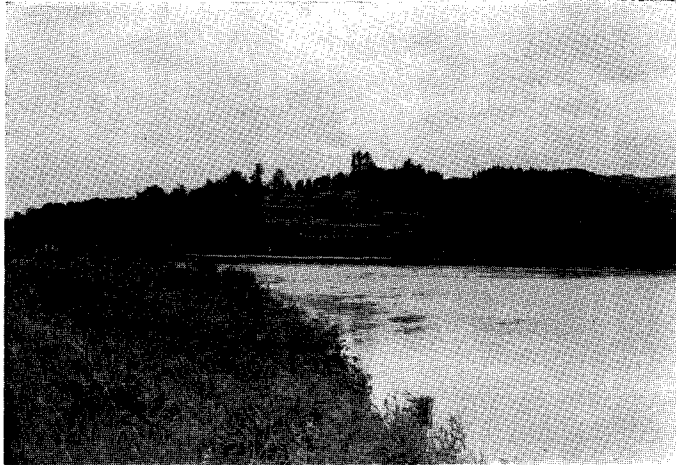
- 11 「安永八年乙亥正月二六日」の奥書ある「義経記奥州本」には「たかたぢの御所」「みたち殿(御館殿のこと)」とあるし(改正史籍集覧、第16の1頁、3頁)、古いものでは奥州平泉文書、乾元2年(1303)閏4月22日経蔵別当法橋朝賢判物に「きよひらのみたちと見えている。永正11年(1514)の家記といわれている「余目旧記」にも「みたち」とある(仙台市史8資料篇73頁)。「義経記」にも「たかたぢ」と傍訓をほどこしている(岩波文庫本279頁)。菅江真澄の旅行記「雪出羽路」にも館をタチとよむ例証が、江上波夫編の「館址」120頁に引用されてある。吉田東伍が大日本地名辞書において「タカタチ」と訓をつけておいたのは流石である。

- 12 異説とこれに対する反論などの経過については「異説日本史」第3巻人物篇にかなり詳しくみえているので省略する。

このほかに

○黑板勝美、義経伝、日本文化名著選所収、昭和14年

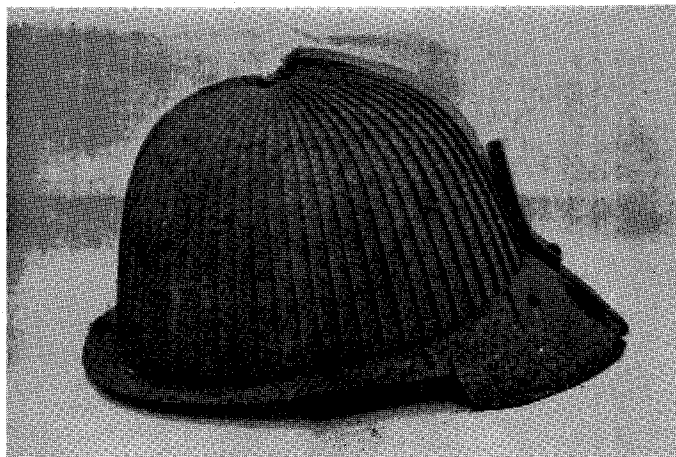
- 高柳光寿, 日本武将評伝, 第1巻, 昭和20年
 - 数江教一, 源義経一義経伝と伝説一, 昭和29年
など参照.
- 13 友直の経歴とその研究業績には訛伝もある. 詳しいことは板橋源の「中尊寺と藤原三代」14—20頁を参照ありたい.
 - 14 「其頃は, 北上川東山の麓を流れしが, 今は此館の下をながる. 昔の地図を以て見るに, 百年以来の事なり. 度々の洪水に崩れかけて今は甚せまし. 此館, 中尊寺より東南にあたり八町余をへだつ」(註6㊦). 田辺希文の「封内風土記」も上記に同じ. 友直の「平泉雑記」には「館ハ度々ノ洪水ニ崩レ缺テ上ハ昔ノ半ニモタラズ」と記している. 「岩手県管轄地誌」はさらに「北上川ノ為崩潰セラレ当時五分ノ一ヲ存セリト云フ」とも記している. 北上川は地塊の傾動運動により徐々に東へ移動したことは認むべきである. 北上川の浸蝕作用は今もなお継続中で, 近年そのため長大な護岸工事が実施された.
 - 15 屋根面を切妻にしたものと一方流れにしたものとは柱の構造を異にするのかもしれない.
 - 16 Aの建物1棟のみ桁行3間の[※]両端の間を[※]ややせまくとっているが, これは例外であろう.



第 2 図 高館遠望写真 北上川東岸より望む。



第 3 図 発掘状況写真 東方より。トレンチ内に黒く散在するのが柱穴である。



第 7 図 義経堂倉庫所蔵、鉄冑鉢写真 (鉢の深さ 16,5cm, 左右の径 19,5cm, 前後の径 23cm)